

「中小企業活性化協議会事業にかかる業務効率化システムにおける運用等請負業務」
に関する契約事前確認公募要領

令和 7 年 1 1 月 1 4 日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
事業承継・再生支援部長 大田原 良子

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の趣旨

中小企業活性化協議会事業にかかる業務効率化システム（以下「本システム」という。）は、都道府県の中小企業活性化協議会、経済産業局・沖縄総合事務局、中小企業庁及び中小機構・中小企業活性化全国本部（以下「事業再生業務関係者」という。）を VPN 接続等により一定のセキュリティの下にネットワークでつなぎ、情報の送受信の安全性を確保し、事業再生支援に係る案件情報を一元管理し、詳細かつ迅速な集計を行うためのシステムとして平成 3 0 年 4 月から稼動しています。

上記のとおり、機構内外の多数の事業再生業務関係者が活用するため、安定したサービスの提供が必須とされます。また、本システムに登録する個別情報は秘匿性の高い内容を含むことから、情報セキュリティの十分な対応を必要とし、本システムで集計する数値は重要なデータとして関連する業務で使用されることから、本システムの機能及びプログラム等について十分な理解が必要となります。なお、本システムは、現在 ISMAP 認定のクラウドシステムに搭載のうえ、事業再生業務関係者はユーザとして接続し、運用しています。

本システムの運用サポート・保守等について、現在の契約が令和 8 年 3 月まで行うこととなっているところ、令和 8 年 4 月から令和 9 年 6 月まで本システムを引き続き運用する必要があることから、その運用サポート・保守等の業務および同 6 月の本システム運用停止に伴う廃棄などのシステム移行関連業務について、以下のとおり事前の確認公募方式により調達します。

なお、確認の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、今年度当機構との間で運用等請負業務を請け負っている現行事業者との契約手続に移行します。

応募要件を満たすと認められる者が存在した場合は、現行事業者と当該応募者で、総合評価落札方式に基づく一般競争入札の請負業者選定に移行します。

2. 業務概要

（1）業務名

中小企業活性化協議会事業にかかる業務効率化システムにおける運用等請負業務

（2）業務期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 6 月 3 0 日（水）まで

（3）履行場所

参加事業者が選定する場所で機構が認めるもの

（4）業務内容

①本システムの運用サポート及び保守管理等に係る業務

1) 当システムの維持・保守

保守の前日までに保守の予定リストを作成し、当機構の担当者へ提出。

2) 運用サポート

3) 運用報告（1回／月を想定）

定期的に運用・保守の月例報告（1回／月を想定）を行う。

②システム移行関連業務

1) 開発中の後継システムへの本システムからのデータ移行

2) AWSクラウド上からの本システムの廃棄

3. 応募要件

- (1) 中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（要領16第29号）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

※要領については、当機構ホームページを参照のこと。

<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/>

- (2) 中小企業基盤整備機構反社会勢力対応規程（規程22第37号）第2条に規定する反社会勢力に該当しないこと。

<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>

- (3) 令和7・8・9年度の全省庁統一資格において「役務の提供等：情報処理」「役務の提供等：ソフトウェア開発」「役務の提供等：その他」のいずれかにおいて、「A」、「B」、又は「C」の等級に格付けされた者は、その資格をもってこの競争に参加できるものとする。

- (4) I S M S 認証、I S O / I E C 2 7 0 0 1 認証、J I S Q 2 7 0 0 1 認証、プライバシーマーク又はそれに類する同水準の認証を取得していること。

- (5) I S O 9 0 0 1 認証又はそれに類する同水準の認証を取得していること。

- (6) 本業務に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

- (7) 現在、機構の専門家として業務委託契約を締結している者又は専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。

- (8) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。

- (9) 中小機構または官公庁発注契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

4. 手続き等

(1) 担当部署

応募先および問合せ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

事業承継・再生支援部 事業再生支援課 長尾

住所：〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門37森ビル 8階

電話 03-5470-1477

E-mail: zenkoku-system@smrj.go.jp

※業務概要や応募等に関する問い合わせの受付は、E-mail のみとします。

※電話の受付時間 11時00分～17時00分、月～金曜日（祝・祭日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所等

期限：令和7年12月5日（金） 12時00分まで

場所：（1）に同じ

方法：持参又は電送（メール）

【提出書類】

①参加意思確認書（様式1）

②資格審査結果通知書（全省庁統一資格）写し

※新たに入札参加資格を得ようとする者であって申請を行ったものの、参加意思確認書の提出期限までに資格決定通知書の交付を受けていない場合は、申請書類（写し）を提出してください。

※提出書類に関して不明な点などがあれば、上記の担当部署まで問い合わせてください。

5. その他

（1）手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨に限る。

（2）一般競争入札（総合評価方式）による公告を行うことになった場合、その旨後日通知する。

（3）参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（4）独立行政法人中小企業基盤整備機構情報セキュリティ管理規程（規程19第65号）を遵守すること。

以上